



積算基準の公表について（通知）

技術基準の種類: 入札・契約
通知日: 平成 6 年 6 月 2 0 日

発管第 7 7 号
平成 6 年 6 月 2 0 日

部内各課長殿
各土木事務所長殿
鳥取港湾事務所長殿

土木部長

積算基準の公表について（通知）

公共工事における、入札契約制度の透明性、客観性、競争性の確保の観点から、平成 5 年 1 2 月に入札手続等改善検討委員会から中間報告がなされ、その中において、当面講ずべき措置として、「積算基準の公表」が掲げられていたところであります。

ついては、平成 6 年度積算基準の改定に伴い「積算基準」を公表することとします。

なお、この取扱については別紙のとおりとしますので、処理の適正を期してください。

別紙

「積算基準の公表について」

- 1 鳥取県土木部において適用する積算基準の名称
土木工事標準積算基準
港湾・空港請負工事積算基準（港湾）
下水道用設計標準歩掛表
- 2 適用
本基準は、鳥取県土木部が発注する土木工事を、請負施工に付する場合における工事予定価格の積算に適用する。
- 3 制定根拠
本基準は、建設省並びに運輸省制定の積算基準による。
- 4 積算基準の公表範囲及び公表図書
公表する積算基準は、国の公表範囲に準じ、公表図書は別紙 - 1 のとおりとする。
- 5 公表の方法
閲覧方式とする。
- 6 閲覧場所及び公表図書
別紙 - 1 のとおりとする。
- 7 公表事務の処理
 - (1) 閲覧場所には、別紙様式による閲覧簿を備え、閲覧者の氏名を記入の上、閲覧に供する。
 - (2) 積算基準の内容に関する質問、意見については本庁主管課で対応する。従って、地方機関にあっては、質問、意見があった場合はその内容を文書（聴取表または質問用紙）により本庁主管課へ送付することとする。
 - (3) 複写（コピー）及び貸出し（閲覧場所からの持出しを含む。）は許可しない。
 - (4) 閲覧手数料は徴収しない。
 - (5) 実施時期
平成 6 年 6 月 2 0 日から実施する。

公 表 図 書 一 覧

公表図書番号	図 書 名
1	建設省土木工事積算基準 (土木工事積算研究会編)
2	下水道用設計積算要領 (建設省日本下水道協会編)
3	運輸省港湾土木請負工事積算基準 (日本港湾協会編)

初版

閲覧場所及び備付け公表図書

閱 覧 場 所		備付け公表図書 (公表図書番号)
本 庁	管 理 課	1, 2, 3
地 方 機 関	鳥取土木事務所	1, 3
	郡家土木事務所	1, 2
	倉吉土木事務所	1, 2 , 3
	米子土木事務所	1, 3
	根雨土木事務所	1, 2
	鳥取港湾事務所	1, 3

別紙様式

積算基準公表図書閲覧簿

[illegible]

[illegible]